平成２４年（フ）第３５３７号
大阪府八尾市北木の本５丁目26番地の１　ロイヤルシビックハイツ102号
債務者　樋川　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４０号
大阪市浪速区久保吉１丁目６番２―607号、前住所大阪市浪速区塩草２丁目１番25―1103号
債務者　河合　美保（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２号
佐賀県伊万里市立花町1940番地４
債務者　大川内敬子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８５号
佐賀県鹿島市大字飯田乙3538番地２
債務者　新垣　　学
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８６号
佐賀県伊万里市大坪町丙2139番地７
債務者　山口　俊裕
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８０号
山口県宇部市大字船木4551番地
債務者　櫻木　晃子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１７号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰201番地２
債務者　樽井　久典
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１８号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰201番地２
債務者　樽井　良子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県行橋市大字寺畔290番地１　サンパティークてらなてＢ―101
債務者　仲野　早栄
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
福岡県京都郡苅田町松原町３番地19
債務者　藤井　正幸
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
福岡県京都郡苅田町松原町３番地19
債務者　藤井恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市辻１丁目２番８号　ワンルームニコニコ201
債務者　知念美佐枝
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２６９号
沖縄県那覇市辻１丁目２番８号　ワンルームニコニコ201
債務者　知念　李枝
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７８号
沖縄県糸満市字兼城645番地の２
債務者　玉城　勝宏
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７３号
宮城県大崎市三本木新町２丁目22番24号、従前の住所宮城県大崎市古川休塚字南田49番地早坂アパート12号
債務者　笠原　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字桑畑178番地55
債務者　千葉　典雄
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７５６号
名古屋市天白区植田１丁目2102番地　サンパレス植田306号
債務者　太田垣陽子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部